



平成18年度 支部 予算総会 開催

12月9日、平成18年度後志支部予算総会が倶知安町中小企業センターにて開催されました。

今年度より総会を2回開催することに規約改正された最初の予算総会です。正・準会員86名のうち67名（委任状含む）の参加です。

喪中で欠席となった宇田支部長の代行として鎌田副支部長が挨拶を行い、議長となり議案の審議と報告事項が説明されました。

議案は、平成18年度事業経過報告および収支状況報告について平成19年度事業計画（案）及び予算（案）についての2議案で、18年度の活動報告では、2回目となる本州方面の見学会が目新しさを保っているが、全般的に沈滞気味のような様子。ただ、他団体の協議会等に参加しているので、それらのフィードバックに期待がもたれます。予算の執行も11月末の状況ですが、収入は会費の未納が多く70%程度の執行ですが、活動費の支出が減少し支出全体で58%の執行となり、収支バランスを維持できているという皮肉な結果になりそうです。執行部の奮起に期待します。

19年度は、後志5ブロック会議の後志主管での開催や羊蹄山麓地域の景観づくりにおける景観法の勉強会、しりべし住宅大賞、CPD手帳の支部受付など活性化に向けた事業が計画されています。予算は、前年比83%の予算案が提示されましたが、繰越金が決まり次第、活動費を増額する補正予算を組むことで承認されました。

会員の移動は、7名の退会と5名の入会が紹介され、準会員2名減となりましたが、20代の新人会員に期待が寄せられました。



・・・・CPD情報・・・・
総会と同日に行ったCPDのデータ登録の支部受付は、5件でした。また、その後個人で登録された方が7名おり、平成18年12月末でのデータ登録者は15名となり、支部参加者31名の48.4%の登録となっています。

平成18年度 道本部 予算総会 開催

12月15日には、道本部の通常総会（予算総会）が札幌市で開催されました。本部においても2回目の総会であり約6千人の会員の半数以上の参加が開催の条件でしたが、3032名（53.0%）の参加・委任があり無事開催できました。因みに後志支部の参加委任は53名（75.7%）で上位6位の出席率でした。1位は88.6%の余市支部、最下位は30.4%の石狩支部でした。

予算案は、前年比2%減の91,780,000円の収入を計上しています。会費収入が減額の大きな理由となっています。また、専攻建築士制度・全道大会費で支出減額をカバーしています。19年9月に開催される全国大会（北海道）では、3000人の規模で例年の半額の予算での開催を企画しています。また、各支部に対して、大会当日の参加と名刺広告の協力要請がありました。内容については、実行委員会で鋭意協議が繰り返されているようですが、発表までにはいたっていません。20年からの全道大会の開催について、道内四ブロックでの持ち回り開催が提案されました。

2007年 猪年 . . . 新しい年を迎え会員各位のご健康とご多幸をご祈念申し上げます。

(宇田支部長喪中のため年頭所感を控えさせていただきました)

第40回 建築基準法講習会 開催される

平成19年1月18日、建築基準法講習会が倶知安町中小企業センターで開催されました。

一昨年の構造計算偽装が問題となり建築基準法の一部が改正になりました。

建築物の安全性の確保のための建築基準法等の一部の改正については、

1. 建築確認・検査の厳格化
2. 指定確認検査期間の業務の適正化
3. 図書保存の義務付け等
4. 建築士等の業務適正化及び罰則の強化
5. 建築士、建築士事務所及び指定検査機関の情報開示

が主な改正点で、公布後1年以内施行の予定です。

具体的には、建築基準法の改正では

- ・ **確認済証の交付期限の延長**。交付期限が21日から35日に延長（最大70日まで）。
- ・ **確認申請手数料の引き上げ**。現行の確認申請手数料+構造計算適合判定に要する費用で面積区分に応じて十数万から数十万円の費用が予定。
- ・ **指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性の実施**。道では、知事が適合性判定を実施予定
- ・ **書類の保存等の義務化**。10～15年程度。
- ・ **罰則の強化**。耐震基準など重大な実態違反は、懲役3年/罰金300万（法人の場合 罰金1億円）
建築確認の手続き違反は、懲役1年/罰金100万
建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全の虚偽証明は、懲役1年/罰金100万



建築士法の一部改正では、

- ・ 建築士等の業務の適正化
- ・ 確認申請書等に担当した全ての建築士の氏名等の記載の義務付け
- ・ 建築士の免許取消後、免許与えない期間の延長。2から5年に。
- ・ 建築士事務所の登録抹消後、登録を受けない期間の延長。2から5年に。
- ・ 処分を受けた建築士の氏名及び建築事務所の名称を公表

などが改正され、アスベスト関係では、増改築、大規模の修繕・模様替の取扱いについて、既存部分のアスベストは原則除去となる。ただし緩和規定有り。

その他、ハートビル法からの変更等の説明がありました。詳細については建設指導か建築係へ問い合わせ下さい。

倶知安町の景観形成地区について (倶知安町役場からのお知らせ)

倶知安町では、「倶知安の美しい風景を守り育てる要綱」の下、美しいまちづくり・景観づくりを進めているところです。この要綱は景観形成において、特に必要と認める地区を「景観形成地区」として指定し、「地区景観形成基準」を定めております。

本町の観光拠点であるニセコグラン・ヒラフスキー場周辺においては、将来にわたり国内外に通ずる観光リゾート地として望ましいまちづくりが強く求められています。そこでスキー場周辺の次の地区を「景観形成地区」として指定し、各地区の特徴を活かした景観づくりを目指しております。今後も地区住民と町が検討を重ね、より目標に達するよう景観づくりを推進しますので、ご理解ご協力をお願い致します。

尚、景観形成地区が今後も広がる予定ですので、倶知安町のホームページならびに担当係に確認して下さい。

景観形成地区（H19.2.1 現在）

- ・ ニセコひらふ Center Village 地区(旧 A 地区) 改訂基準 H19.6.1 施行 (H18.12.28 景観協定変更)
(H18.4.3 景観協定締結・施行済)
- ・ ニセコひらふ樺山地区 H19.4.1 施行 (H18.12.28 景観協定締結)
- ・ ニセコひらふ泉郷地区 H19.4.1 施行 (H19.1.24 景観協定締結)

景観形成地区内で「建築物等の新築、増築、改築若しくは移転」行為をしようとするとき町長に届け出なければなりません。提出時期は確認申請提出の2ヵ月前です。詳しくは倶知安町のホームページでも公開しております。

問合せ先は、景観要綱や協定書に関することは企画係、景観形成基準等詳細に関することは建築係までお願いします。